

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（電気通信役務契約等状況報告等）			
<p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>			
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	
（略）			
仮想移動電気通信サービス 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続		
		様式第十五の二	
		第二条 （同上） （電気通信役務契約等状況報告等）	

し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の契約数が三万未満であるものを除く。)

2| 電気通信事業法施行規則様式第四の表の電気通信役務の種類の欄の各項に掲げる電気通信役務であつて、次のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者にあつては、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務についてはこの限りでない。

- 一| 利用者の数が八十万以上であるもの
- 二| 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるもの

3| (略)

4| (設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者(半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。))毎の初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。)は、当該電気通信事業者が、法第四十条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第三号二に掲げる事項に基づく電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出し

2| (略)

3| (略)

なけれはならぬ。

様式第 15 の 3 (第 2 条第 2 項関係)

電気通信役務契約状況報告	
契約数	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
契 約 数	
参 考 事 項	

注 1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含まないものとする。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。





電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から  
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信(1)	着信(2)	合計(1)+(2)	差(2)-(1)	発信(3)	着信(4)	合計(3)+(4)	差(4)-(3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第4項関係)

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別通信回数、通信量

年4月1日から  
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方電気通信事業者	通信回数(回)				通信量(分)			
		発信(1)	着信(2)	合計(1)+(2)	差(2)-(1)	発信(3)	着信(4)	合計(3)+(4)	差(4)-(3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1～10 (略)

様式第19 (第2条第3項関係)



電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 (細区分) \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

品目					合計
取扱対地					
その他					
合計					

注1～6 (略)

様式第27の4 (第7条の6関係)

事業用電気通信設備の設備容量の報告

年 月 日から  
年 月 日まで

事業用電気通信設備の種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

年度末における

利用者数 \_\_\_\_\_

電気通信役務通信量等状況報告

取扱対地別品目別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 (細区分) \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

品目					合計
取扱対地					
その他					
合計					

注1～6 (略)



電気通信設備の設備容量の確保の状況

( 年 月 日時点)

注 1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された、電気通信事業法施行規則第29条第3号二に掲げる事項を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十二号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。